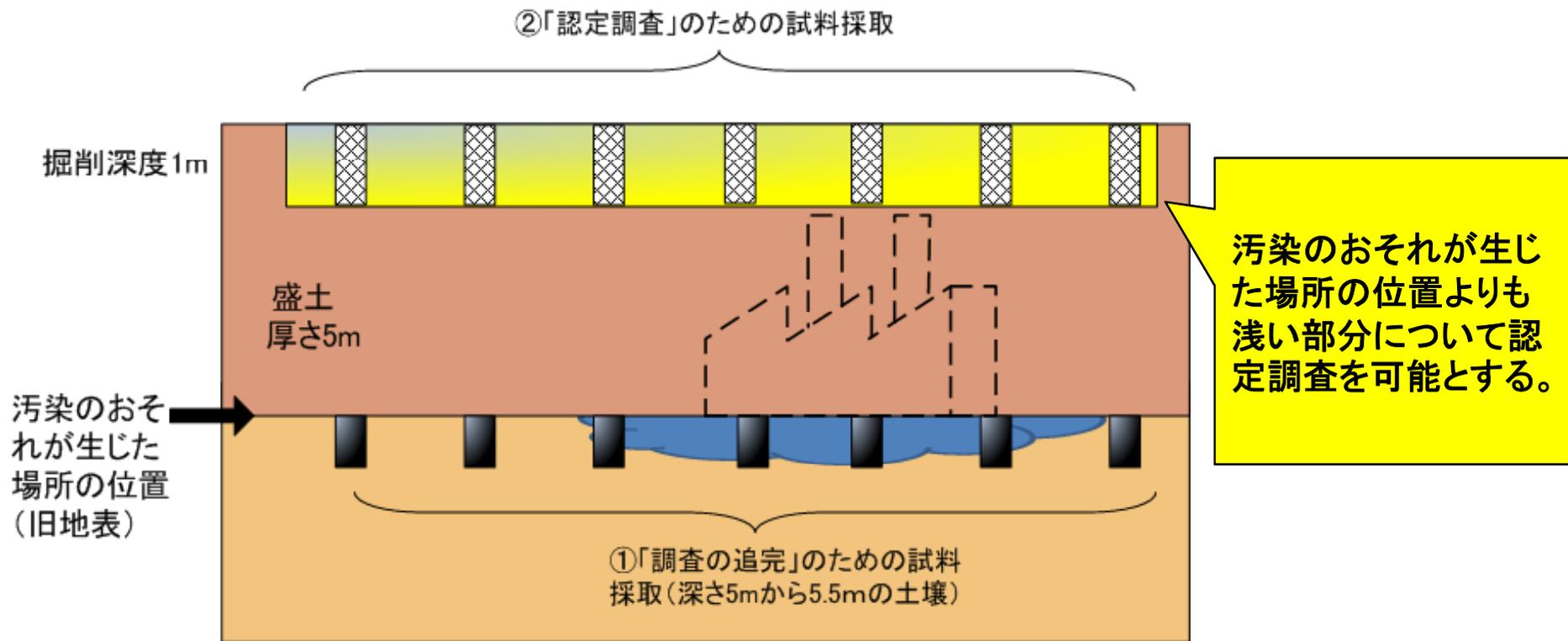


図 - 2 土壤汚染状況調査の省略を行った区域における認定調査の方法

別添



○現状

土壤汚染状況調査を省略して指定を受けた要措置区域等で土壤を掘削して搬出しようとするときは、①「調査の追完」を行って土壤汚染の状態を把握した後に②認定調査を行う

○改正内容

土壤汚染状況調査を省略して指定を受けた要措置区域等で土壤を掘削して搬出しようとするときは、「汚染のおそれの把握」により汚染のおそれが生じた場所の位置の特定を行った後に②認定調査を可能とする。